

平成27年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

開催日時：平成27年7月2日（木）午後2時～3時10分

開催場所：安芸高田市役所第1庁舎 会議室211

委員等の出席状況

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 榎木 聡 広島県安芸高田警察署生活安全刑事課生活安全係 係長 (栗栖一典警察署長代理) 猪上 優彦 安芸高田市民生児童委員協議会 会長 伊藤 千代子 安芸高田市障害者自立支援協議会 会長 河野 正義 青少年育成安芸高田市民会議 会長 前重 昌敬 安芸高田市議会 代表 二山 義夫 安芸高田市PTA連合会 理事 齋藤 英二 安芸高田市社会教育委員 代表 大番 恵子 安芸高田市保育連盟 会長 富岡 美保子 安芸高田市立小学校校長会 会長 宮本 直彦 安芸高田市立中学校校長会 会長 杉安 明彦 安芸高田市総務部 部長 小笠原 義和 安芸高田市市民部 部長 可愛川 實知則 安芸高田市福祉保健部 部長 叶丸 一雅 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
欠席委員	毛利 宣生 三次人権擁護委員会協議会安芸高田市部会 会長
出席した 事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 宮地 嗣 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 主任指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○教育長あいさつ

○開会

1. 委員、事務局職員自己紹介
2. 会長、副会長の選任
3. 会長あいさつ

○日程第1 【事務局諸連絡等】

1. 配布資料等について

○日程第2 【報告】

1. 平成26年度のいじめ問題等の状況について

○日程第3 【協議】

1. いじめの防止等について

○日程第4 【その他】

○閉会

1. 副会長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成27年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」(資料1)
- ・「『いじめ問題対策連絡協議会』と『いじめ問題対策委員会』」(資料2)
- ・「いじめ事案の対応フロー図」(資料3)
- ・「安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会の傍聴に関する取扱い基準」(資料4)
- ・「会議録の記載について」(資料5)
- ・「会議録等の公表について」(資料6)
- ・「安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」(資料7)

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から代表委員に委嘱状を手交した。)

○教育長あいさつ

本日は、平成 27 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会議のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方には、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

すでにご存知いただきますように、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、本市におきましても、昨年 6 月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

本いじめ問題対策連絡協議会につきましては、設置条例を制定し、昨年 12 月に第 1 回目となる定例会議を開催いたしました。年 1 回ではありますが、いじめ問題に関する機関や団体の代表の方に一堂に会していただき、学校のいじめ問題等の状況を報告させていただく中で、貴重なご意見をいただくことは、社会全体でいじめ問題を考えるという意味で大変意義深いことと考えております。

この間、幸いにも本市ではいわゆる「重大事態」に至るいじめ事案は生起していませんが、全国的にみれば、今年の 2 月 20 日、神奈川県川崎市で、13 歳の中学 1 年生の少年が殺害され、遺体を遺棄され、少年 3 名が殺人容疑で逮捕されるという痛ましい事件が発生しました。学校、行政、地域社会の努力により事件を未然に防げなかったことから、他にも危険にさらされている児童生徒が身近にいるのではないかという危機感をもって対応することが、私たち子供を取り巻く大人に求められているのではと考えています。このことを受け、3 月 31 日に、文部科学省から、「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について」「指針」が示され、次のような場合については、特に対応を強化することとなっています。

- ①児童生徒が所在不明の場合 ②家庭の協力が特に得にくく連絡が取れない場合
- ③学校外の集団との関わりがある場合 ④欠席が続く場合

本市には、これに該当する児童生徒はおりませんが、この指針をふまえ教育委員会、学校においても取組を行う必要があると認識しているところです。

今後とも、関係機関、関係団体と緊密な連絡をとりながら、緊張感を持っていじめの問題に取り組んでまいりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いをさせていただき、開会のあいさつといたします。

(この後、退席)

○委員、事務局職員自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○会長、副会長の選任

(事務局から、会長に猪上優彦氏、副会長に毛利宣生氏を提案し、了承された。)

○会長あいさつ

会長の指名をいただきました民生児童委員協議会の猪上でございます。昨年に引き続き、微力ではございますが精いっぱい務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

いじめ問題等につきましては、先ほどの教育長のお話のとおりと思います。重大事案は起きておりませんが、一般論として、いじめ事案がなくなるということはないのではないのでしょうか。というのは、「いじめ」は子供に限ったことではなく、大人の世界でも起きています。「いじめ」はなくならないという前提で、早めに対策を立てたり、検討をしたりということに関係者が集まり進めていけばいいのかなと思います。

また最近の「いじめ」は、学校の先生や保護者にわかりにくい、当事者もそのことを言わないという状況が

	<p>あります。吉田地域では、青少年健全育成市民会議を受けて、直接「いじめ問題」ということではありませんが、あいさつのできる子供、時間を守る子供、人の話を聴ける子供の育成に取り組んでいこうという活動を行っているところです。皆さんそれぞれの所属での活動や考えをとおして「いじめ」問題に向き合っていければと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ここからは、会長に会議の議長となっただき、進行をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、レジメに沿って会議を進めます。 日程第1「事務局諸連絡等」①「配布資料について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に、ファイルに閉じられている資料（昨年配布したもの）を簡単に説明いたします。 まず「いじめ防止対策推進法」をご覧ください。既に皆さんよくご存知いただいているところですが、平成23年に滋賀県大津市立中学校の生徒がいじめを苦にして自死した事件を契機として制定された法律です。法律には地方公共団体、学校、保護者等の責務やいじめ防止基本方針の策定、本日開催しているいじめ問題対策連絡協議会等の設置について規定されています。特に、第2条第1項に「いじめの定義」の規定があります。「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。 次に、6ページ第28条第1項をご覧ください。「重大事態」に関する規定があります。「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせられている疑いがあると認めるとき。」と定められています。 この「いじめ防止対策推進法」に基づき策定された、国の方針、広島県の方針、安芸高田市の方針をそれぞれファイルしておりますが、内容についてはまたお読みいただきたいと思います。 次に、条例・規則ですが、市の条例・規則により、いじめ問題に関する組織を3つ設置しております。この組織について「資料2」により説明します。3つの組織というのは、本日開催しております「いじめ問題対策連絡協議会」、教育委員会の諮問機関である「いじめ問題対策委員会」、市長の諮問機関である「第三者調査委員会」です。 まず、この「いじめ問題対策連絡協議会」ですが、この組織はいじめ問題に関係する機関・団体等の方で構成する、いわゆる「ネットワーク会議」です。役割といたしましては資料にありますように「いじめに関する対応状況等に係わる情報の共有」「必要な対策の確認」が主なもので、地域社会全体で、いじめの問題に取り組んでいこうとする基礎的な組織といえます。 一方、いじめ問題対策委員会ですが、これは教育委員会の諮問機関でありますので、基本的には、教育委員会から出された諮問に対し対策委員会で意見をまとめ、答申として教育委員会に返すという組織です。 次に「資料3」をご覧ください。いじめ事案の対応フロー図です。いじめ事案が生起し解決に至るケースで、重大事態に至らない場合、学校では「いじめ防止委員会」がいじめの防止及</p>

	<p>びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行います。市教委は学校と連携し、いじめ事案に対し、指導・助言を行います。また、必要に応じ市長に報告をします。重大事態に至った場合、学校では調査組織を編成し、早期に対応します。市教委では、学校の「調査組織」による対応が難しい場合に、「いじめ問題対策委員会」による調査を実施します。市長は、これら学校又は市教委が行った調査結果に対し、必要と判断した場合、諮問機関である「いじめ問題に関する第三者調査委員会」により再調査を実施します。</p> <p>次に「資料4」から「資料6」をご覧ください。これらは昨年度の連絡協議会定例会議で決定していただいたもので、「資料4」が「傍聴に関する取扱い基準」、「資料5」が「会議録の記載」に関する取り決め、「資料6」が「会議録の公表」に関する取り決めです。これらの取り決めにより会議録を作成し、後日ホームページに掲載をいたします。ただし、個人情報等のプライバシーに配慮した記載とするとともに、発言者のお名前は明らかにしません。</p> <p>全ての資料を細かく説明することはできませんが、時間の都合がつくときに目を通していただき、疑問に思われる点や、ご不明な点があれば遠慮なく学校教育課にご連絡いただければと思います。</p> <p>配布資料等については以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの事務局の質問について、何か質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、次に進ませていただきます。</p> <p>日程第2「報告」に移ります。①「平成26年度はいじめ問題等の状況について」事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成26年度はいじめ問題等の状況について説明させていただきます。「資料7」をご覧ください。</p> <p>まず暴力行為です。平成26年度の暴力行為は小学校6件、中学校3件、生起いたしました。平成25年度と比較すると小学校は10件、中学校は5件減少しました。小学校は対教師暴力、生徒間暴力、器物破損がそれぞれ2件ずつ起きております。いずれも、特定の小学校の複数の特定児童が繰り返したものであり、警察や児童相談所、行政関係各課と連携しながら対応してまいりました。中学校の3件は、3校別々に生起したもので、3件とも生徒間暴力という形で起きております。参考までに本年度現時点までは、小学校0件、中学校2件であります。</p> <p>続きまして、いじめの件数でございます。いじめの昨年度の認知件数は、小学校10件、中学校7件でありました。平成25年度と比較すると、小学校は3件の減少、中学校は2件の増加となっています。この内、解消に至ったものは小学校8件で解消率80%となります。残りの2件につきましては、一定の解消は見られるものの継続支援としているものが2件であります。中学校は7件ともすべて解消され、解消率100%となっています。重大事態としてのいじめは生起しておりません。また、全体をみますと、小学校2年生から中学校3年生まで、1・2件ずつ散らばって生起していますが、小学校6年生と中学校1年生は4～5件ずつ生起しています。</p> <p>いじめの態様としては、冷やかし、からかい、悪口、脅し文句など、嫌なことを言われるというものが一番多く、次に金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするというものが多くあります。多くは本人や保護者からの訴え、いじめアンケートにより発見されており、保護者や家族、学級担任、友人に相談しているケースが多くあります。また、いずれの件も学級担任をはじめ学校の教職員が児童生徒個別に聞き取りをしながら、保護者と連携しながら加害者側の児童生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応をし、一定の解消にいたってい</p>

	<p>ます。本年度は現時点で小中ともに1件ずつ起きております。このうち中学校は既に一定の解決をしています。</p> <p>続きまして、不登校です。小学校は12人、中学校15人でありました。前年度と比較すると、小学校は4人の増加、中学校は増減がありません。小学校1年生から中学校3年生まで、各学年1～3名ずつ散らばって存在していますが、中学校3年生は10名となっています。これらのうち、指導の結果登校できるようになった児童生徒は、小学校7名、中学校6名で、約半数が学校に復帰することができました。外部連携で最も多いのが適応指導教室であり、小学校6件、中学校4件です。その他は教育委員会、児童相談所、病院などです。本年度現時点で、不登校児童生徒は、小学校1人、中学校4人です。</p> <p>続きまして、各学校の取組です。安芸高田市いじめ防止基本方針を受け、市内19小中学校すべての学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に係る年間計画を明確にし、取組を進めています。組織的な取組の充実を図るため、いじめ防止及び早期発見・早期対応を組織的に行う、いじめ防止委員会を校務運営組織に位置づけており、児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた取組等について校内研修をそれぞれ4～5回程度行っております。また、教育長の話にもありましたが、川崎市の男子生徒殺害事件を踏まえまして、文部科学省から指針が示されました。この指針を踏まえ、本市においては、緊密な家庭訪問の実施、学校と市教委との連携の強化、子育て支援課・危機管理課・子ども家庭センター等関係機関との連携、ケース会議の実施を行っています。さらに、安芸高田警察署との連携及び連携に関する協定の締結の予定をしております。また、スクールカウンセラーの学校への派遣などの取組を進めております。</p> <p>いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立ち、認知件数を問題にするのではなく、積極的に認知した上で、解消率を上げていく取組をしています。そのために、児童生徒への定期的なアンケート及び個人面談等の実施し、その結果を保護者へ積極的に報告しています。</p> <p>また、合わせて、いじめ発見のポイント、命や友情等をテーマとした道徳授業参観日の開催、携帯電話のモラル研修などを通して保護者への啓発や取組を実施しています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	ありがとうございます。ただいまの報告内容について何か質問はございませんか。
委員	スクールサポーターが昨年の年末から配置されて、効果が上がってきていると判断されておられるのか。また、サポーターの方が各学校にどのように訪問されているのか。実際に事案が起きてから訪問されるのか、各学校を事前に訪問されているのかお伺いしたいと思います。
会長	ただいまの質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>これは、警察との連携ということで、2名の方に学校を訪問していただいています。毎月、教育委員会でスケジュール表を作っており、ほぼ毎日どこかの学校へ行っているようにいただいています。訪問する学校は、集中的に行ってもらう学校など、状況に応じて進めています。</p> <p>昨日も、中学校でその話題になり、中学校の先生から「始めは、警察の方が学校に入ってもらえるというのはこれまでなかったので、先生や生徒たちも緊張した状態だったが、今はもうすっかり慣れており警察の方が安心・安全という観点で見てくださるし、先生方の死角になるところがないかと登下校の様子なども見てくださるということもあります。子供たちも始めは警戒していることもありましたが、スクールサポーターの方が積極的に話しかけてくれているので、子供たちも喜んでいる。」という報告を受けています。また、月に1回は教育委員会事務</p>

	所に来ていただいて、学校の様子や状況について連携しています。
会長	他に質問はございませんか。
委員	学校では、いじめアンケートをとっていますが、保護者も子供たちがどのようなことで悩んでいるのかを知りたいと思うので開示してほしい。アンケートの結果は学校内で対処していくために学校の中だけで使われているのか、どのように使われているのか教えてほしい。
会長	ただいまの質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	アンケートそのままを開示することはしていないと思います。学期末の保護者会や懇談会等を利用して、アンケートの数値的なもの、特に考えなくてはいけない問題については、話をしていると思います。また、場合によっては、関係児童生徒の保護者としてしっかりと話をしながら進めるケースもあります。
委員	この問題はよく聞きます。保護者や地域、みんな子供たちの様子を知りたいと思っています。ただ、(情報を)うまく使わないと犯人探しになってしまいます。学校は、学校の中で対処して終わらせたいと考えるが、保護者はそこに不満を持つケースが多いのでは。そこは、双方がうまくつめなければいけないですね。アンケート結果をしっかりと活用してもらいたいが、開示の仕方はしっかりと配慮して、犯人探しにならないようにしていただきたいと思いますので、しっかりと検討していただきたいと思います。
委員	スクールサポーターは、安芸高田市 19 の学校に、2 名の方が教育委員会と相談して日程を決めて訪問されているのですね。
事務局	はい。そうです。
事務局	集中的に訪問している学校は、週 2 回のところ、2 週間に 1 回のところがあります。その他の学校は、学期に 1 回訪問するよう計画しています。
会長	他に質問はありますでしょうか。 ないようですので、次に日程第 3 の協議に移ります。 先ほどの事務局からの「いじめ問題等の状況」の報告を受けて考えられたこと、また、委員の皆さん方それぞれの所属のところで実践、あるいは、課題や必要な対策、全体で確認しておきたいことなど、なんでも結構です。いかがでしょうか。
委員	不登校の生徒が高校受験を受ける割合はどのくらいなのでしょう。
会長	ただいまの質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	ほとんどの生徒が進学されていると思います。ただ、通信制の学校であったり、専門学校であったりというケースもあると把握しています。もちろん(全日制の)高校を受験するケースもあり、進学しないというケースは極めて稀だと思います。
委員	聞いたところによると、家庭、親の事情、経済的な問題で進学できない子供は安芸高田市にはいないが、子供の資質の問題、意欲の問題で進学できない子供が数名いるという話を聞いています。
委員	中学生の不登校の問題は、進路のことなどがあり、困難な事例となっている。その子自身や家庭のことなどいろいろな問題がからまって不登校になっているので、どのような支援をしたらいいか悩むことがあります。できれば、いろいろな関係機関が集まって考えていく必要があるのかなという事例がたくさんあります。学校や地域の連携が必要になってくるのかなと思います。
委員	専門学校もありますし、地元の高校に行っている子もいます。(学校に)行きたいけど、行け

	ないという状況がありますので、やはり入試というのは気にしています。そこに向けて親、学校が一緒になってアプローチしています。また、不登校の子が高校や次の進学先に行くと、一気に状況がよくなるということもあります。
会長	ありがとうございます。その他にありませんか。
委員	加害の側はいじめているつもりはなくても、被害者はいじめられていると感じることもあるが、いじめであるとどのような基準で決められているのでしょうか。
事務局	これは、基本的には被害にあった子供の気持ちというのが一番軸にはなりますが、冷静な分析をするという意味で被害者、加害者、周辺の子供たち含めて十分な聞き取りをしながら、いじめかどうかの判断をしています。そこでいじめという認識をしたら、両方の保護者の方にもいじめと捉えて指導をしていくことを話した上で、指導していきます。
委員	いじめられた方の児童のケアはもちろんなのですが、いじめた側も精神的に何か抱えている子もいると思うのですが、いじめた側の子のケアもされておられるのですか。
事務局	そうですね。基本的には、個別にその子の背景を探るように、いろいろな話を聞いたり、自分のしたことを文章にして振り返ってみたりすることを1日～3日の期間をかけて状況に応じて対応しています。
委員	それは、双方の親は分かっているのでしょうか。
事務局	もちろんです。そこは、了解の上で進めています。
委員	親がしっかりと現状を認識することが大切で、学校の中だけの対処では、いい方向に進まないと思います。
委員	研修で聴いた心理カウンセラーの方の話で、「いじめは反撃ができない状況でやられている。反撃ができていない状態は小競り合いであって、子供同士のけんかとしていいだろう。ただ、反撃ができない状態がずっと続くようであれば、それはいじめと言っていいと思います」と言われていました。先生方も親もそのあたりはしっかりと話を聞いてあげてほしいと思います。いじめている方も言葉は悪いですが、(いじめを) やっているときは楽しいわけですよね。楽しいから歯止めがかからず、どんだのめり込んでやってしまい、反撃できないようにするのでいじめになっていくのだと思います。いじめられる方も世の中では悪いと言われることもありますが、私は明らかにいじめている方が悪いと思います。なぜなら、いじめている方は反撃できないようにしているわけですから。
委員	今の子供たちは、あれはダメ、これもダメと言われ、遊びも制限されるなどストレスを結構抱えています。地域での遊びも限られている。地域で何かあったら、すぐ学校に言うのではなく、ある程度は地域で自由にさせてやって、よほど危険なことがあれば叱っていけばいいのではないと思うのですが、それがなかなかうまくいっていないですね。学校、家庭、地域が一緒になって子供のストレスを緩和させることが必要ではないかとも思います。
委員	これから、夏休みに入らる中で、いろいろ起きるのではないかなと思うのですが、学校でどのくらいの子供が携帯電話を所持されているのか、それを学校が把握されているのか。また、それによってのいじめなどがどれくらいあるのかを教えてください。携帯の所持について学校で調査とかはあるのでしょうか。
委員	学校、学年によって状況が違いますが、少なくとも子供達が持っている状況です。ラインなどのやりとりなどがあり、学校は把握しにくい状況があります。生徒の人間関係の変化は、学校の中だけに限らず、なかなかすぐに状況を把握できないことが最近は多くなっています。

委員	<p>小学校は、中学校と比べると携帯電話の所持率は低いのではないかと思います。保護者に「持たせていますか」という明確な聞き方はしていないですが、担任を通して持ってきているか聞いていることはあります。高学年になると、子供名義ではなく親の携帯を習いごと等で遅くなるために持たせるというケースもあります。低学年の例はないように思います。</p>
委員	<p>学校には一切携帯は持ってきてはいけません。持って来ていたら、取り上げて保護者に返すという対応をしています。家族に連絡をとりたい時は、職員室の前の公衆電話で電話をするようにしています。(問題は)あくまでも、家での携帯電話の持たせ方ですね。</p>
委員	<p>それは、市内全ての学校で同じですね。学校には持ち込まないということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p style="text-align: right;">注) 事実誤認。特別な事情があれば認めている学校もあります。</p>
会長	<p>携帯を持つなとか持たせるなとかの指導はしていないのでしょうか。学校には携帯を持ちこませてはいませんが、家で持たせている携帯については特に指導はしていないのですか。</p>
委員	<p>生徒の保護者には毎年研修会などで、持たないほうがいいですよと啓発的な話をしています。学校が保護者に持つなどは言えませんので、あくまで啓発として、どんな危険があるかとか、フィルターはかけてほしいとか、時間は決めてほしいなどということを伝えています。</p>
事務局	<p>所有率の数字は持ち合わせていませんが、いじめの中で携帯が関わっている件数としましては、昨年度は、小学校1件、中学校0件となっています。取組としましては、PTA研修等を通じて保護者に啓発したり、子供には夏休み前などのタイミングで指導をしたり、警察の方との連携により専門的な立場からお話していただいたりしています。</p> <p>また、道徳の時間で携帯について指導することもしています。ただ、時代の流れから、所有率は間違いなく増えていると思われますので、(携帯が関わるいじめの)件数は1件と言いましたが、数字だけで安心できる状況ではないと考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。その他何かございますか。</p> <p>それでは、閉会の時間が参ったようですので、日程第4「その他」に移ります。委員の皆さん方、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>最初に申し上げるべきだったのですが、規則の規定によれば、本来この定例会議は6月に行うものとなっております。しかしながら、今回新たに委員を委嘱させていただく中で、それぞれ年度当初の総会等で代表の方を調整される関係で、6月開催が厳しい状況があります。また、行政も6月は市議会があります。このような理由で7月の開催とさせていただきました。</p> <p>今後の予定ですが、臨時会議については、特別なことがなければ、開催しませんのでご了解ください。ただ、(いじめ事案については)連携が大切ですので、これからも状況に応じて教育委員会等と連携していただければと思います。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>委員の皆さんは特にございませんか。</p> <p>ないようですので、以上で本日の日程を全て終了とさせていただきます。それでは、事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>副会長が欠席ですので、会長で閉会のあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>今日は、お忙しい中を熱心に協議していただきましてありがとうございます。</p> <p>今後も皆さんと情報を共有しながら大いに連携して、子供たちにとって住みよい世界を作っていけたらと思います。それぞれ所属の機関・団体で話をされる機会もあると思いますが、学校に全て任せるのではなく、家庭も、地域もということで、三者それぞれの役割を果たしていきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>

